

第Ⅱ部 委員会を取り巻く状況

第1章 電気通信事業及び電気通信政策の動向

委員会は、委員会を取り巻く環境の変化に適切に対応していかなければならない。ここでは、平成21年度における電気通信事業や電気通信政策の動向について、概観する。

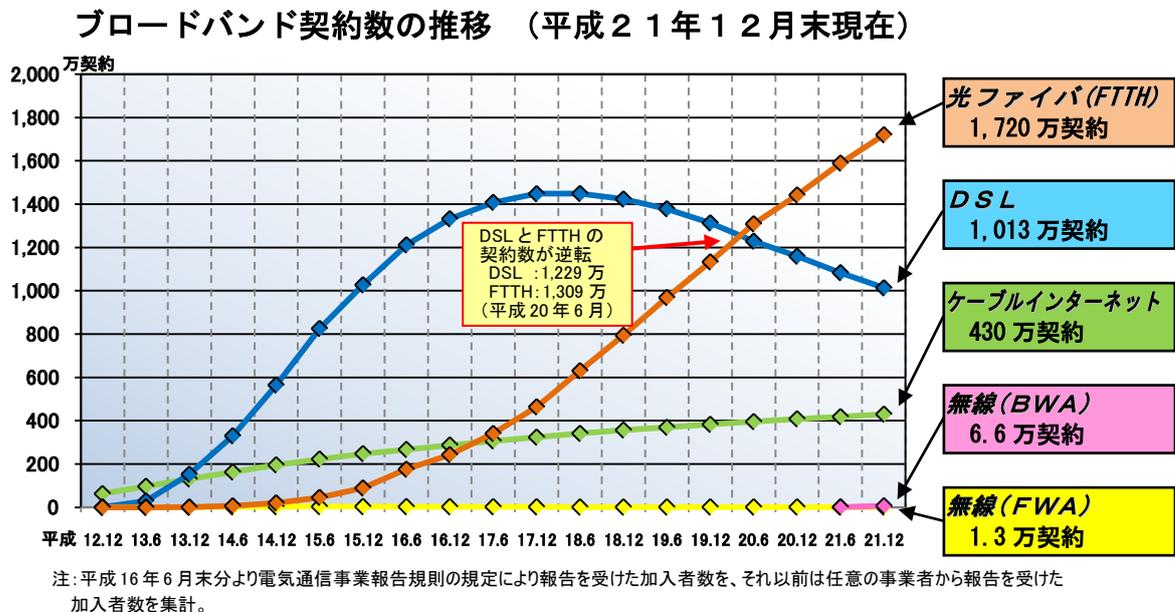
1 電気通信事業の現況

(1) 電気通信サービスの状況

平成21年度において、ブロードバンド化・IP化、モバイル化の傾向はさらに進展した。

ア ブロードバンド化・IP化の進展

ブロードバンドサービス全体の契約数¹は、平成21年12月末には3,170万を超え、対前年同期比で5.3%増加した。このうちサービス別の契約数では、FTTHのブロードバンドサービス全体に占める割合が、平成21年6月末に初めて50%を超えた。また、DSLは減少を続けているものの、下げ止まりの傾向にある。



¹ FTTH、DSL、CATV、FWA及びBWAの各アクセスサービスの契約数の合計。
 なお、BWAは、平成21年3月末期からブロードバンドサービス契約数として新たに追加された。

IP電話の利用番号数は、平成21年12月末で2,231万件となり、対前年同期比で13.9%増加している。このうち、0AB～J-IP電話は1,366万件（対前年同期比32.2%増）、050-IP電話は865万件（対前年同期比6.5%減）となっている。

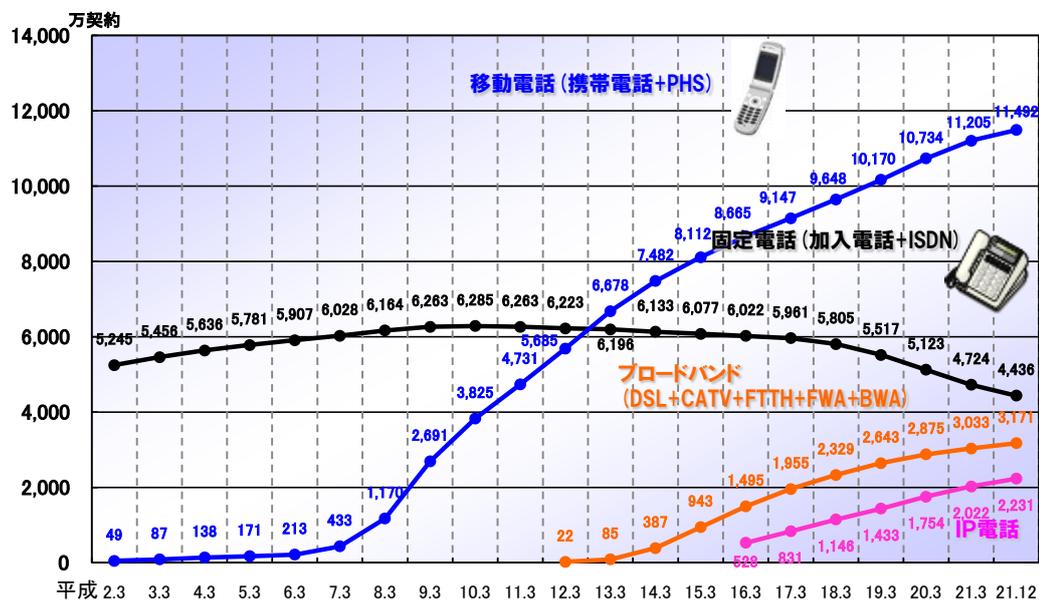
他方で、固定電話（加入電話及びISDN）の契約数は、減少を続けており、平成21年12月末で4,436万（対前年同期比8.4%減）となっている。

イ モバイル化の進展

固定電話の契約数が減少傾向にある一方、平成21年12月末には移動体通信（携帯電話及びPHS）の契約数は1億1,492万となり、固定電話の契約数の約2.6倍の規模となっている。

携帯電話においては、高速データ通信が可能な第3世代携帯電話（3G）の契約数が増加し、携帯電話契約数に占める3Gの割合は96.0%²（平成21年12月末）となった。

各種サービス加入契約数の推移（平成21年12月末現在）



【出典：総務省作成資料をもとに作成】

(2) 競争の状況

平成21年12月末におけるNTT東西及びNTTドコモの市場シェアをみると、固定通信でのNTT東西のシェアは、加入電話の契約数（NTT

² 社団法人電気通信事業者協会のホームページに掲載されているデータから算出した。

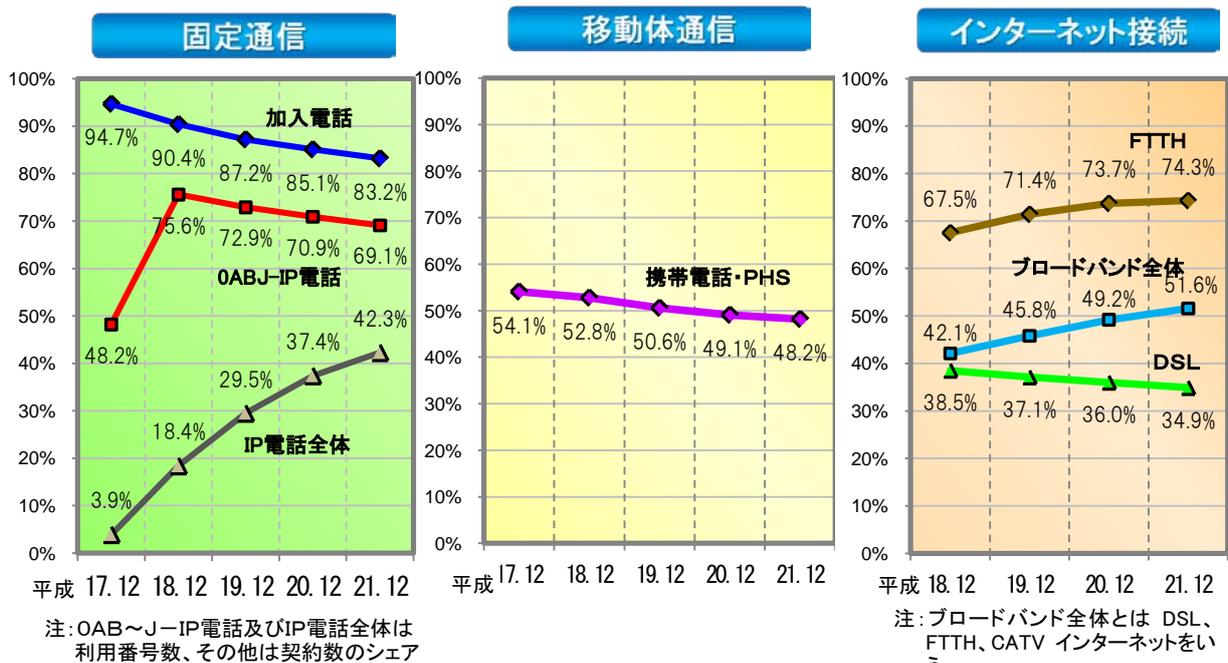
加入電話、直収電話、0AB～J-IP電話、CATV電話の合計)で83.2%、0AB～J-IP電話の利用番号数で69.1%と、NTT東西が高いシェアを占めている。

移動体通信でのNTTドコモのシェアは、携帯電話・PHSの契約数で48.2%であり、近年は、おおむね横ばいで推移している。

インターネット接続でのNTT東西のシェアは、FTTHの契約数で74.3%と、高いシェアを占めており、ブロードバンド全体(FTTH、DSL、CATVインターネットの合計)においても平成21年6月末の時点で5割を超え、同年12月末時点で51.6%の市場シェアを占めている。

最近の傾向としては、FTTH及びIP電話全体で、NTT東西のシェアが着実に増加していることが注目される。

NTT東西及びNTTドコモの市場シェアの推移



【出典:総務省作成資料をもとに作成】

2 電気通信政策の動向

(1) グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

少子高齢化の急速な進展による経済成長への影響等が懸念される中、グローバルな視点から、競争政策を環境変化に対応したものに見直すとともに、ICTの利活用により、我が国及び諸外国が直面する経済的、社会的課題等の解決に貢献するため、新たなICT政策について検討することを目的として、平成21年10月に「グローバル時代におけるICT政策に関するタス

クフォース」が発足した。

同タスクフォースは、次の4つの部会並びに総務大臣、総務副大臣、総務大臣政務官（政務三役）及び各部会の座長・座長代理からなる政策決定プラットフォームにより構成される。政策決定プラットフォームは、各部会からの検討状況の報告を受け、指示することとされている。開催期間は、1年程度を目途とされている。

ア 過去の競争政策のレビュー部会

電気通信市場の自由化以降における競争政策が国内市場の競争促進や国際競争力の向上等に与えた影響について検証作業が行われている。

イ 電気通信市場の環境変化への対応検討部会

ICT産業の将来像、情報通信市場の更なる発展に向けた取組み等について検討が進められている。

ウ 国際競争力強化検討部会

我が国ICT産業の国際展開方策、人材育成、コンテンツ産業振興等について検討が進められている。

エ 地球的課題検討部会

全世界的課題である環境問題解決プロジェクトの構築、誰もが使い勝手がよい「ユニバーサルICT利活用モデル」の構築、誰もが社会参画可能な社会構築のためのICT利活用モデルの構築等について検討が進められている。

(2) 競争政策の全体像

電気通信事業の競争政策は、2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップとして平成18年9月に策定された「新競争促進プログラム2010」に基づき展開されている（平成19年10月改定、平成21年6月再改定）。

新競争促進プログラム2010のフォローアップ・再改定

新競争促進プログラム2010 (06年9月19日策定、07年10月23日改定)	
ブロードバンド市場全体の競争ルールの包括的見直しのためのロードマップ(2010年代初頭までに実施)	
各施策の検討結果を踏まえ、具体的なルール整備等を実施。	
1. 設備競争の促進	各事業者が自らネットワーク設備を敷設するための環境整備の推進
2. 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し	市場支配力を有する事業者への非対称規制の整備による公正競争環境の整備
3. NTT東西の接続料の算定方法の見直し	他事業者に不可欠なNTT東西の地域網の接続料の算定方式の見直し
4. 移動通信市場における競争促進	移動通信市場への新規参入の促進等を通じたモバイルビジネスの活性化
5. IP化に対応した通信端末の実現に向けた環境整備	IP化に対応した通信端末の機能、認証制度、利用環境等の在り方の検討
6. 料金政策の見直し	料金体系の複雑化、市場実勢の変化等を踏まえたプライスキップ規制等の見直し
7. ユニバーサルサービス制度の見直し	ブロードバンド時代に対応したユニバーサルサービス制度の見直し
8. ネットワークの中立性の確保に向けた環境整備	ネットワークのIP化に対応した政策課題の整理及び採るべき政策の方向性の検討
9. 紛争処理機能の強化	事後規制型行政への移行、市場のブロードバンド化に伴う紛争処理機能の在り方の再検討
10. 消費者保護策の強化	急激な市場環境の変化に対応した消費者保護策の強化に向けた具体的施策の検討
11. 競争ルールの一層の透明性の確保等	テレコム競争政策ポータルサイトの開設等、プログラムの進捗状況等に関する随時の情報提供
本プログラムのフォローアップ・再改定	
✓進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表。 ✓併せて、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、プログラムの見直し(リボルビング)を実施。	

【出典:第6回情報通信審議会電気通信事業政策部会(H21.8.6)資料】

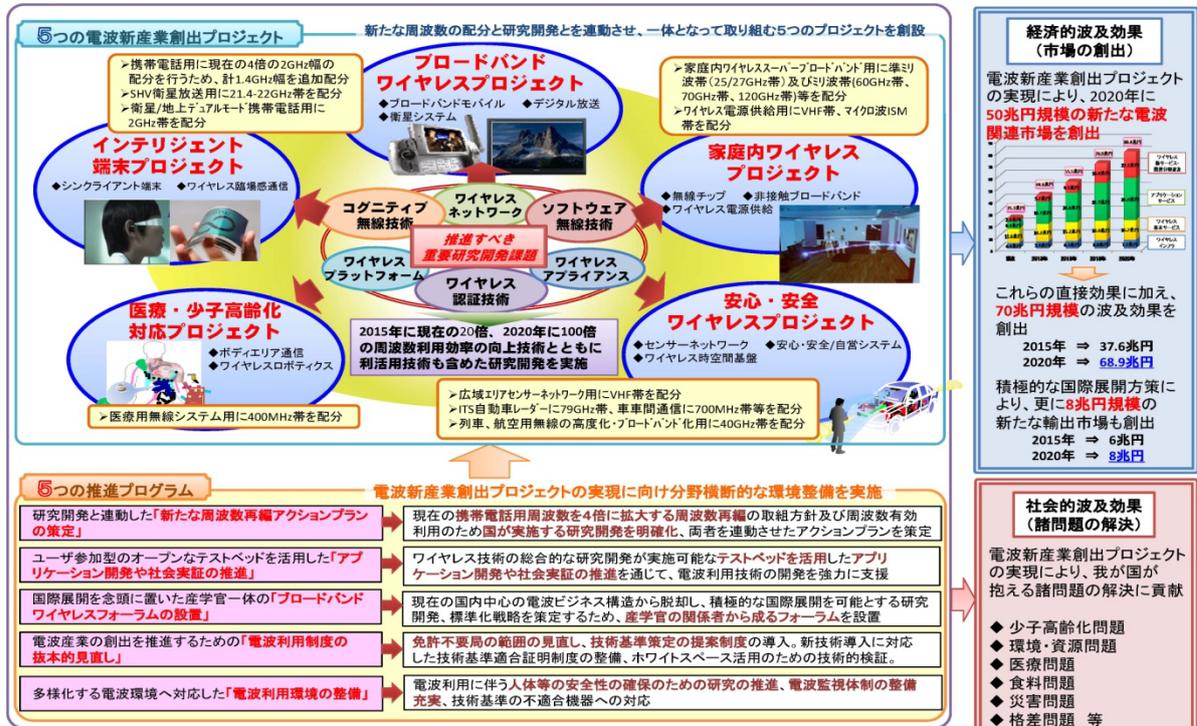
(3) 電波政策の全体像

我が国における2010年代の電波利用の将来像とそれらを実現するための課題を明らかにするとともに、2010年代の電波有効利用方策について検討する事を目的として、平成20年10月から「電波政策懇談会」が開催された。同懇談会では、新しい電波利用の実現に向けた周波数再編のシナリオの策定、電波有効利用のための研究開発ロードマップの策定、新たな技術・サービス導入に向けた利用環境整備の方針の策定などについて検討が行われ、平成21年7月に「電波新産業創出戦略 ～電波政策懇談会報告書～」³が取りまとめられた。

³ 参考:「電波新産業創出戦略 ～電波政策懇談会報告書～」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban09_090713_1.html

電波新産業創出戦略

新たな電波新産業の創出とともに、我が国が抱える様々な社会問題を解決し、ユーザーの生活の更なる向上を図るため、2015年までに5つの電波新産業創出システムを実現し、2020年までに更に高度化・発展させることが不可欠



【出典：総務省報道資料(H21.7.13)：「電波新産業創出戦略 ～電波政策懇談会報告書～」の公表及び意見募集の結果について】

また、平成21年12月には、ホワイトスペースの活用など新たな電波の有効利用の促進に向けた検討を行うため、「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」が発足している。

検討チーム 目的・趣旨

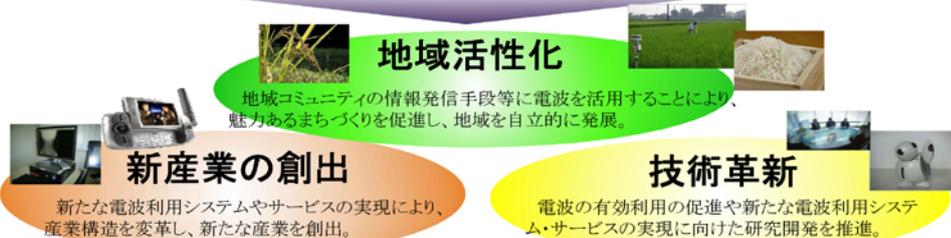
地域コミュニティの情報発信手段など有効に電波を活用することにより、地域再生など諸問題の解決を図っていくことが期待される。

一方、電波は有限希少な資源であることから、これを国民の利便性向上につなげるためには、ホワイトスペースの活用など新たな電波の有効利用を促進することが必要である。

さらに、このような電波の有効利用によって、新たな産業と雇用を生み出す内需主導型の経済成長の実現にも寄与していくものと考えられる。

以上の観点に立ったうえで、新たな電波の有効利用の方向性を検討し、その実現に向けた具体的な提言を策定する。

ホワイトスペースの活用など新たな電波の有効利用の促進



※ ホワイトスペースとは、放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。

【出典：新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム第1回会合(H21.12.2)配布資料】

(4) 平成21年度における主な政策展開

次に、平成21年度における競争政策及び電波政策の個別政策の中から、委員会に特に関係の深いものを取り上げる。

ア 線路敷設基盤の開放促進

鉄塔等の設備共用ルールについて、情報通信審議会から答申（「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）⁴）が行われた。

同答申では、鉄塔等のネットワーク構築を行う上で基盤となる設備の有効活用を図ることは、利用者利便の向上に資すると考えられることから、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定し、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めることが適当であるとの考えが示された。

同答申及び関係事業者からの要望等を踏まえ、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正が行われる予定である。

イ 指定電気通信設備制度（ドミナント規制）の見直し

(7) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備

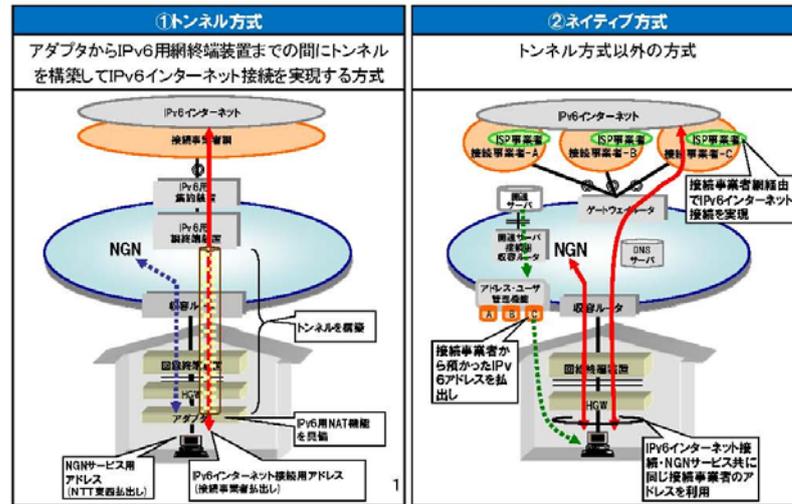
現在、NTT東西の次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）におけるインターネット接続サービスは、IPv4という通信方式で提供されているが、今後、日本国内におけるIPv4アドレスの在庫が枯渇する可能性があることから、IPv4からIPv6への移行が求められている。他方、NGNでは、いわゆる「マルチプレフィックス問題」が生じることから、この問題を解決するため、事業者間協議が行われた。その結果を踏まえ、事業者から以下の2方式に関する接続申込みが、NTT東西に対し行われた。平成21年5月、NTT東西からこれらの方式に関する網改造料等を設定するための接続約款の変更認可申請が行

⁴ 参考：「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」情報通信審議会答申

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/20130.html

⁵ NGNユーザに対しては、NTT東西が払い出す閉域網内サービス用のIPv6アドレスと、ISP事業者が払い出すインターネット接続サービス用のIPv6アドレスの2つのアドレスが払い出されることとなるため、インターネット接続サービスを利用する際に、送信元アドレスとして閉域網内サービス用のIPv6アドレスが誤選択されると、パケットロスが発生するなど、通信に不具合が生じる問題。

われ、同月、総務大臣により情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された。平成21年8月、情報通信行政・郵政行政審議会の答申を受けて、NTT東西の接続約款の変更が認可され、NGNにおけるIPv6インターネット接続サービスに関する機能（①トンネル方式による接続に係るインターフェース提供機能、②ネイティブ方式による接続機能）について、接続申込及び網改造料等の規定が追加された。



【出典：総務省報道資料（H21.5.26）：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集～NGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款の措置～】

(イ) その他の接続ルールの整備

① 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置

中継ダークファイバの空き芯線がない区間のWDM装置の設置について、情報通信審議会で検討された結果、同審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）で、中継ダークファイバについては、未だ空き芯線がない区間（Dランク区間）が約4割存在しており、中継ダークファイバの空き芯線のない区間におけるネットワーク構築を図る観点から、WDM装置の設置区間について、中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルし、貸出ルール・情報開示ルールを整備することが適当とされた。一方で、WDM装置の未設区間について、WDM装置の設置義務付けは現時点では適当ではないが、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当との考えが示された。

平成22年1月、同答申を踏まえ、規定整備が行われ、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長が、新たなアンバ

ンドル機能として規定された。また、平成22年3月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、当該機能についての網使用料、網改造料及び情報開示手続等の設定が行われた。

② FTTTHサービスの屋内配線

これまでFTTHサービスの屋内配線について、明確な整理が行われてこなかったことから、情報通信審議会でその法的位置づけと転用ルールについて検討が行われた。同審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）では、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の観点などから、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、第一種指定電気通信設備に整理することが適当であるとの考えが示された。

また、その転用ルールについては、関係事業者間で速やかに協議し内容を整理した上で、整備することが適当であるとの考えが示された。

平成22年1月、同答申を踏まえ、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線設備を第一種指定電気通信設備として追加するための規定整備が行われた。また、平成22年3月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、その使用料及び工事費が新たに設定された。

③ ドライカップのサブアンバンドル（FTTRサービス）

FTTRサービス（電話非重畳型）を提供するためには、接続事業者は、メタル回線（ドライカップ）と光ファイバ回線（ダークファイバ）の二種類のメニューを利用する必要があるが、接続事業者からは、上部区間では、サービス提供上メタル回線は利用しないので、下部区間に限定したメタル回線メニューの設定（ドライカップのサブアンバンドル）を求める意見が示された。

情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）では、現在FTTH市場でNTT東西のシェアが継続的に高まっている状況の中で、FTTRが、FTTx市場での競争促進手段としての役割や、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得ることにかんがみれば、FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当との考えが示された。

平成22年1月、同答申を踏まえた規定整備が行われ、FTTRに

係る機能がアンバンドルされた。また、平成22年3月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、当該機能についての網使用料及び標準的接続箇所等が設定された。

④ 中継ダークファイバに係る経路情報の開示

中継ダークファイバに係る経路情報の開示について、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）において、「現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当」とされたことを踏まえ、平成22年1月、規定整備が行われた。また、平成22年3月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、異経路情報の確認調査に係る手続が新たに規定された。

ウ NTT東西等の接続料の算定方法の見直し

(7) 固定電話の接続料の算定方法の見直し

固定電話等の接続料算定方法として、平成20年度から平成22年度までの3年間は長期増分費用モデル(第4次モデル)が適用されている。

平成23年度以降については、接続料算定に使用可能な各種コスト算定を行う最新のモデルを構築する必要があるとして、長期増分費用モデル(第5次モデル)の検討が「長期増分費用モデル研究会」⁶で行われた。

平成22年3月、同研究会の報告書が取りまとめられ、モデル見直しにより、加入者系交換機能、中継伝送機能及び中継交換機能を合計したネットワークコスト全体では、約456億円(10%)の減少となるとされた。

(1) 第二種指定電気通信設備に係る接続料の算定方法に係る検討

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の算定方法については、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月）において、接続料算定の適正性・透明性を図る観点から、接続料算定の考え方を整理

⁶ 参考：「長期増分費用モデル研究会」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/chouki_index.html

することが必要との考えが示された。これを受けて、平成22年3月、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定・公表された。

同ガイドラインでは、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料について、①接続料原価の算定プロセス、②接続料原価の対象外とすべきコスト、③利潤の算定、④需要の算定に係る考え方が明確化されるとともに、接続料の届出の際に添付する算定根拠の様式等が規定されている。

エ 債権保全措置の見直し

(7) 「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の改正

平成21年10月、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の改正が行われ、債務の履行の確保のみならず、相手先事業者の事業に及ぼす影響等についても考慮する必要があることを踏まえ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実が図られた⁷。

具体的には、「信用評価機関による評価が基準を下回った事業者であっても、支払いを怠るおそれがないことを合理的に示す資料が提出され、当該資料の内容が監査法人等によって証明されている場合にあっては、預託金の預入れ等は不要と考えられる」旨の記述等が加えられた。

(4) NTT東西の接続約款の変更（債権保全措置に係る規定の変更）

情報通信審議会の答申（平成19年5月）において、「総務省においては、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、運用開始後2年間、定期的（四半期ごと）にNTT東西より報告を受け、その検証を行うこと」とされた。

これを踏まえ、平成21年10月、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果」が取りまとめられた⁸。検証の結果、NTT東西において

⁷ 参考：「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の改正
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/19876.html

⁸ 参考：「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果」の公表
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/19878.html

改善を検討すべき事項として、①信用評価機関の評点を絶対的な基準とするのではなく、評点が基準以下であっても、接続事業者の個別事業を勘案する余地を認めるべきである、②網使用料の預託金等については、支払期限の前倒し等を条件に、網使用料4か月分から3か月分に引き下げる選択肢を提供すべきである等が挙げられた。

平成22年2月には、NTT東西の接続約款の変更認可が行われ、①債務の履行の担保を求める要件の見直し（信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとしてNTT東西が別に定める基準に該当する場合であっても、接続申込者が支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨をNTT東西が確認できる場合には、債務の履行の担保を要しないものとする。）、②預託金等の軽減等が行われた。

オ 電波利用の高度化・多様化に向けた取組

(ア) 3. 9世代移動通信システムの導入

携帯電話によるデータ通信利用が拡大傾向にあり、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムに期待が寄せられている。このような状況を踏まえ、第3世代移動通信システムを高度化した3.9世代移動通信システムの導入のための取組が進められた。

平成20年12月には技術的条件について、情報通信審議会から答申が行われ、平成21年4月には、制度整備のため関係省令等の改正が行われた。

その後、総務省は、3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定申請を受け付け、平成21年6月、申請のあったすべての事業者（イー・モバイル株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社）に対し、周波数を指定し、認定を行った。認定を受けた各事業者は、平成22年9月以降、順次サービスの開始を計画している。

(イ) 広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）用小電力レピータの導入

2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムとしてサービスが提供されている2つの無線方式（モバイルWiMAX及びXGP（次世代PHS））は、現在、鉄道駅構内、空港内等の公共性が高く比較的規模の大きな施設内で基地局の設置によるエリア整備が進められている。

一方、地下街における個別店舗等のような比較的規模の小さい施設内、宅内及び鉄道・バスの車両内等では、経済性や設置スペースの制約などから基地局の設置が困難であった。このため、携帯電話やPHSと同様に、安価かつ迅速に設置が可能な小電力レピータが導入されることとなった。

平成21年6月、小電力レピータの技術的条件について情報通信議会から答申が行われ、その後、制度整備のため関係省令等の改正が行われた。

平成22年1月には、UQコミュニケーションズ株式会社から2.5GHz帯の周波数を使用する小電力レピータに係る特定無線局の包括免許の申請があり、免許が付与されている。

カ その他

(7) 固定電話等に係る接続料

平成22年度のNTT東西の固定電話等（PHS基地局回線機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等）の接続料について、長期増分費用方式（第4次モデル）に基づく改定が以下のとおり行われた。

平成22年度接続料（固定電話等）

	平成22年度接続料(3分当たり)	平成21年度接続料(3分当たり)
GC接続	5.21円 (+0.69円)	4.52円
IC接続	6.96円 (+0.58円)	6.38円
(備考) NTSコストの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から100%減算。 ・ FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に80%算入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から100%減算。 ・ FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に60%算入。

【出典：総務省報道資料(H22.3.29)：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可－長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定－】

(4) NGNに係る接続料

平成20年3月末から商用サービスが開始されているNTT東西のNGNの3機能（①一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（収容局接続機能）、②関門交換機接続ルーティング伝送機能（IGS接続機能）、③一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能（中継局接続機能））について、以下のとおり平成22年度接続料の改定があった。なお、そ

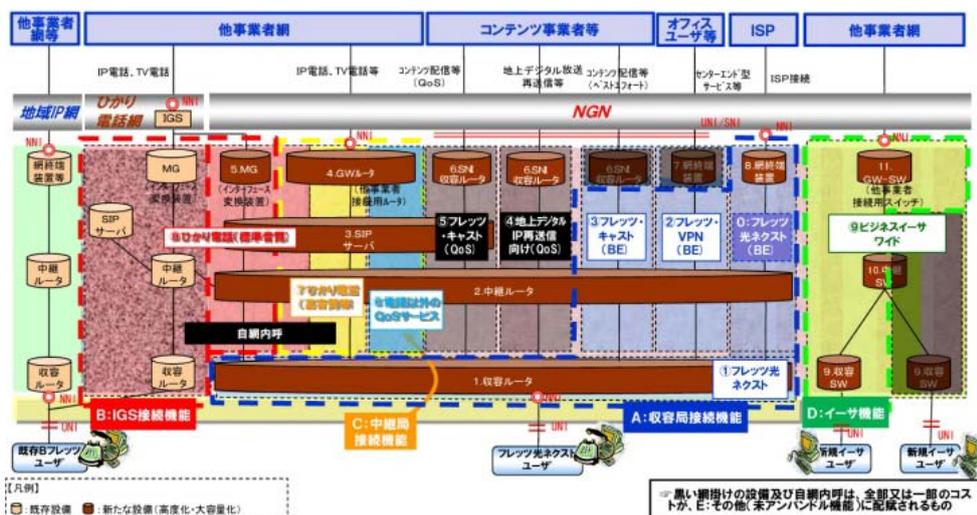
の算定は、平成22年度の1年間を算定期間とした将来原価方式により行われた。

平成22年度接続料（NGN）

	収容局接続機能 (装置・月)		IGS接続機能 (3分) [※]		中継局接続機能 (10Gポート・月)	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
NTT 東日本	216.8万円 (+28.0%)	169.3万円	5.70円 (▲0.5%)	5.73円	634.8万円 (▲0.4%)	637.5万円
NTT 西日本	245.3万円 (▲1.1%)	248.2万円	6.29円 (▲0.6%)	6.33円	534.8万円 (+1.9%)	525.0万円

※ 中継系交換機能に係る平成21年度接続料(3分当たり0.41円)を含む。

【参考】NGNの各機能の形態図



【出典：総務省報道資料（H22.3.29）：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可一次世代ネットワークに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置一】

第2章 委員会の紛争処理機能の拡大

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応するため、総務省は、平成20年度から引き続き、委員会の紛争処理機能の拡大について検討を行い、現在、必要な法整備が進められている。ここでは、これらの状況について概観する。

1 通信・放送の総合的な法体系について

通信と放送に関する総合的な法体系について、平成20年2月にその在り方について、総務大臣より、情報通信審議会に諮問がなされた。

諮問を受けた情報通信審議会は、情報通信政策部会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」を設置し、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した具体的な制度の在り方の検討を行い、平成21年8月に本件諮問に対する答申が行われた。

答申では、通信・放送法制の大括り化、通信・放送両用の無線局制度の整備、免許不要局の拡大等について提言がなされた。

情報通信審議会答申 (H21.8.26) における主な提言項目	
1. 通信・放送法制の大括り化	有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送法、電気通信役務利用放送法の3法を廃止し、放送法に統合する。また、有線放送電話法を廃止し、電気通信事業法に統合する。
2. 通信・放送両用の無線局制度の整備	無線局の本来の目的に支障のない範囲で、通信及び放送の双方の目的に利用可能な免許制度を整備するとともに、免許を受けた後に許可を受けて目的を変更可能とする制度を整備する。
3. 免許不要局の拡大	空中線電力の上限が法律上10ミリワットとされている免許不要局の範囲を拡大する。
4. 有線テレビジョン放送施設に係る許可制の廃止	有線テレビジョン放送事業者の負担の軽減や柔軟な事業運営を促進する観点から、施設設置に係る許可制を廃止する。
5. 放送・有線放送に係る安全・信頼性の確保	近年の放送中止事故の実情を踏まえ、放送を受信している消費者の権利を保障するため、放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等の規定を整備する。
6. 放送の経営の選択肢の拡大	すべての放送において、放送施設の設置と放送の業務の両方を一の事業者が行うか、複数事業者で分担して行うかについて、事業者が選択して申請できる制度を整備する。その際、地上放送について、放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他者への放送施設の提供よりも、その希望が優先されるようにする。
7. 番組の種別分類に関する公表	放送事業者に対し、その放送番組ごとに、番組の種別と種別ごとの放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を整備することとし、その際、いわゆるショッピング番組についても、必要な対応を図る。
8. 紛争処理機能の拡大	電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能について、例えば、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線放送事業者間の紛争等へと対象を拡大する。
9. 利用者の権利保障のための規律	有料放送について、利用者への提供条件の説明義務等の規律を整備する。

【出典：第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

委員会の紛争処理機能については、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当であるとの答申が行われた。

情報通信審議会答申 (H21.8.26) 抜粋

4. コンテンツ規律

(3) 具体的規律

⑤ 再送信制度の在り方

ア 義務再送信制度 (略)

イ 裁定制度

裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である。

また、義務再送信制度の対象と同様に、裁定制度の対象についても、上記アと同様の配慮を払うことが適当である^(注)。

(注) 現行制度の下では、かつては有線テレビジョン放送施設者であった者が、電気通信役務を一部利用したことによって電気通信役務利用放送事業者に移行したため、義務再送信制度の対象からは除外されてしまうという問題が生じていることから、何らかの合理的な解決が図られるよう制度設計に取り組むことが適当ということ。

なお、新たな法体系における制度設計に当たっては、区域外再送信問題や制度改正の経緯に加え、事業者の実態を十分に踏まえる必要があり、特に、現時点では実態として当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要である。

6. 紛争処理機能の拡大

制度の大括り化・簡素化により、他の事業者と連携してサービスを提供するなど、経営の選択肢が拡大する一方で、事業者間の紛争も多様化してくるものと見込まれる。

このため、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能について、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当である。

【出典：第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

区域外再送信について

○ 「区域外再送信」とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。ケーブルテレビ事業者は、有線テレビジョン放送法の規定により、放送局の放送を再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。

○ 地上デジタル放送への移行に際し、区域外再送信の同意に関する協議について難航する事例が生じ、円滑な移行に対する障害が懸念される状況に至ったこと等を踏まえ、総務省では、平成19年、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」を開催。

○ 研究会の提言を受け、再送信同意に係るガイドラインを策定(平成20年4月30日)。

◇区域外再送信のイメージ

:A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再送信。

【再送信同意制度の概要】

出典：情報通信審議会(H21.4.21)資料

【出典：第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

再送信ガイドラインについて	
<p>○ 概要</p> <p>総務省では、平成20年4月30日、研究会の提言を踏まえ、再送信同意に係る事業者間の協議ルールと、同意裁定とはならない「正当な理由」に関するガイドラインを策定。</p> <p>○ 主な内容</p> <p>① 事業者間の協議ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> － 協議の原則(放送法・有線テレビジョン放送法の目的を踏まえ、誠実に協議を行うこと等)を定めるとともに、協議の開始時期、協議における説明事項等を規定。 <p>② 同意裁定とはならない「正当な理由」の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> － 従来の5つの基準は、引き続き維持(下記に該当する場合は「同意」裁定とはならない。) ① 意に反して、一部カットして放送される場合。 ② 意に反して、異時再送信される場合。 ③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合。 ④ ケーブルテレビの施設が確実に設置できる見通しがない等、適格性に問題がある場合。 ⑤ 受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合。 － 放送事業者の「放送の地域性に係る意図」に関する基準を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活面・経済面の関連性が深い地域は、裁定では「同意」裁定。少なくとも、放送対象地域と隣接する市町村は「同意」裁定。 ・逆に、国民の視点で一見明白に遠方にある地域は「同意」裁定とはならない。ただし、裁定によらずに民間の協議が調えば、再送信を行うことは可能。 － 過去適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。 － 地元放送事業者の経営に与える影響、「地元同意」の有無等は、裁定に当たって考慮しないことを明記。 	
<p>○ ガイドライン施行後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記ガイドラインを活用し、当事者間の協議を促進。 ・協議の進展状況の把握と再送信同意の適正化に資するため、平成20年12月末時点の同意状況を調査中。 	

出典：情報通信審議会答申案(H21.6.15)参考資料

【出典：第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

2 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について

総務省は、電気通信事業をめぐる市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境を維持・確保する観点から接続ルールの在り方について検討を行うため、平成21年2月、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について情報通信審議会に諮問し、平成21年10月に答申があった。

答申では、モバイル市場や固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備等について提言がなされた。

委員会の紛争処理機能については、現在、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者の間で接続等に関する紛争事案が生じて、同委員会の紛争処理の対象とはならない状況にあることから、委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、電気通信事業は営むものの回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当と考えられるとの答申が行われた。

また、モバイルネットワークインフラの利活用に関し、鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当であるとの答申が行われた。

情報通信審議会答申(H21.10.16)抜粋①

第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

1. 通信プラットフォーム機能のオープン化（略）

2. 紛争処理機能の強化等

(1) 電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化

1) 現状

現在、紛争処理委員会は、事業法に基づき、原則、紛争当事者が電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされている。このため、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者の間で接続等に関する紛争事案が生じても、同委員会の紛争処理の対象とはならない状況にある。

2) 主な意見（略）

3) 考え方（抄）

多様化・複雑化する接続形態に対応し、円滑な接続を確保する観点からは、紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当と考えられる。

【出典：第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

情報通信審議会答申(H21.10.16)抜粋②

第2章 モバイル市場の公正競争環境の整備

1. 第二種指定電気通信設備制度の検証

2. モバイルネットワークインフラの利活用

空中線（アンテナ）を設置するための鉄塔などを設置する物理的なスペースは限られており、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もある。

(1) 鉄塔等の設備共用ルール

1) 現状（略）

2) 主な意見（略）

3) 考え方（抄）

一般的な事業者間協議であっても、電気通信設備の共用であれば、総務大臣裁定や紛争処理委員会の紛争処理機能の対象となる（事業法第38条等）ため、鉄塔等の共用を促進する上での紛争処理機能の重要性にかんがみ、総務省においては、鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当である。

【出典：第104回電気通信事業紛争処理委員会(H22.2.4)会議資料(総務省作成)】

3 情報通信審議会答申後の状況

総務省は、通信・放送の総合的な法体系に関する答申及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する答申等を踏まえ、新政権の下で放送法、電波法及び電気通信事業法等の改正案の検討を行い、所要の修正・追加を行った上で、「放送法等の一部を改正する法律案」として平成22年3月5日に国会に提出し、必要な制度整備を現在進めている。